

区のおしらせ

No. 338



指導員のコーチで初心者も上達

雄大なゲレンデで区民スキー講習会

本年第2回目の千代田区スキー講習会が、2月9日から12日までの期間、長野県木島平スキー場で行なわれました。

参加者は44名、バス1台を貸し切り、車中自己紹介などをしながら、なごやかに、現地に向かいます。

講習会のクラス別は、初心者、中級者、上級者に分かれ、5人の指導員がつきそい、みるみるうちに上達し、午後からはリフトをつかいながら講習を受けられるようになり、ふぶきにもめげず銀世界を楽しんでいました。

また、10日の夕方から“木島平のスキーカーニバル”が開かれ、講習会の人達も、このお祭りに加わり、スキー場の頂上から、赤、黄、緑等のトーチを両手に持ちながら約1,500メートルのコースを滑り降りました。終点地では、木島村名物のダルマ焼、雪の夜空を色どる打上げ花火など、東京では見ることの出来ない風物詩にみな大喜びでした。

こうして、日やけた参加者は、11日の午後5時にはバスで帰途につき、全員無事故のうちに講習会を終了しました。

〔写真：長野県木島平スキー場で〕

区の人口は八五、五四七人に

最高年齢は九十八才

今年の一月一日現在の住民基本台帳による区の人口と世帯数がまとまりました。

昨年は、平均しますと、毎日四十人が転入したり、生れたりし、また、五十三人が転出したり亡くなっています。これにより年間四

逆に、四十五才以上の年齢層では、昨年にくらべてわずかながら増加しています。

なお、当区の最高年齢者は九十八才です。

〔人口〕

八五、五四七人

〔男〕 四五、〇九七人

〔女〕 四〇、四五〇人

〔世帯数〕

三六、七二二世帯

ご寄付をいただきありがとうございます。

金百万円也 だだし、交通遺児育英資金として

神田淡路町一四 鈴木ミヨ殿

これは、交通事故などで、親を失ない、悲惨な生活をしている子どもたちに役立ててほしいと実姉カウさんの十七回忌費用として貯えていたものを寄付されました。

千代田区24周年記念式 3月15日に公会堂で

きたる三月十五日は、千代田区が発足してから二十四年目にあたります。

区では、これを記念し、あわせて尚一層の区政の伸展を願い、つぎのとおり記念式典を行なうことになりました。

とき 三月十五日 午後一時
ところ 千代田区公会堂

式典 式辞

表彰区政功労者が表彰されます。

指名参加願いの受付

工事関係、物品関係など

区では、昭和四十六年度中に工事などの請負、そのほか物品の供給など、区と取引したい業者の見積参加願いをつぎのように受付けます。

▽受付期間 三月一日(月)～三月二十日(土)

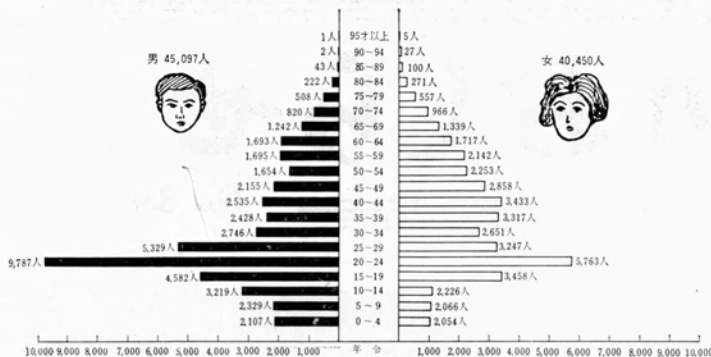
▽様式 東京都様式に準じます。

▽用紙 工事関係、物品関係とも区役所総務課福利係にあります。

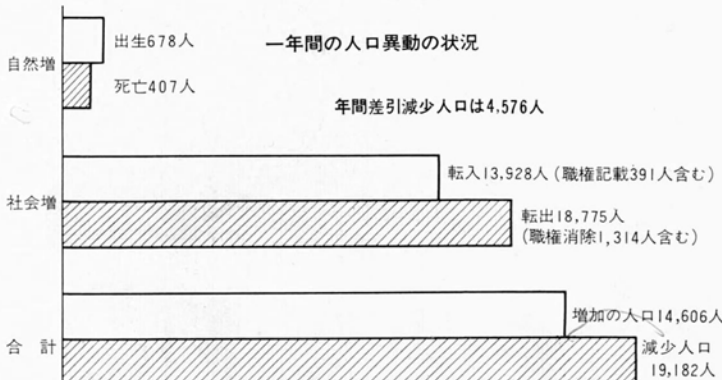
▽受付け・問合せ 総務部財務課

契約係(内線23738)

年齢別・男女別人口構成



一年間の人口異動の状況



各出張所別の世帯数及び人口状況

46. 1. 1. 現在

出張所名	世帯数	人口		
		総数	男	女
番町	7,599	19,068	9,972	9,096
富士見	6,525	14,110	6,910	7,200
神保町	5,766	13,961	7,515	6,446
神田公園	4,368	10,608	5,527	5,081
万世橋	5,455	12,174	6,514	5,660
和泉橋	7,009	15,626	8,659	6,967
計	36,722	85,547	45,097	40,450

震災に備えよう

「災害は忘れた頃にやってくる」といわれています。最近、東京周辺でひんぱんに地震が起こり、この言葉が、不気味に感じられるこの頃です。又、二月九日、アメリカのロサンゼルスで、大地震による大きな被害が伝えられました。

いつ襲ってくるかわからない地震に対し、ふだんから対策を考えておきましょう。

家庭での心構えと準備

地震でいちばん恐ろしいのは、地震そのものよりも、その後にかかる火災による被害がきわめて大きいことです。関東大震災の時の、東京での死者六万余人の大部分は、火災によるものといわれています。関東大震災当時から比べ、はるかに過密化し、危険物の充満したこの大都会に、突如大地震が襲ったばあい、その被害は想像に絶するものがあります。

被害を最少限度にとどめる為にふだんから十分な心構えと準備を怠らないようにしましょう。

火災を出さない為に

①火を使う設備や器具は、いつも安全なものを正しく使う

②石油ストーブは倒れないようにしておく
③発火性、引火性の危険物や化学薬品等は、ふだんから保管に気をつける
④いつでも火が消せる準備を

火災は小さいうちならばバケツの水や消火器で簡単に消せます。

①消防用水を十分に用意しておく

②消火器を準備しておく
あなたはどこに避難しますか

①自分の住んでいる地域と周辺地域の実情を知る。

②避難場所と避難路を調べる

③非常持出し品を整理し、確かめるとともに、置場所を決めておく

④お互いの連絡先を話し合っ決めておく

なお、東京都では、都防災会議の答申に基づき、広域避難対策として地区別住民の避難地を指定しています。千代田区では下表のとおりです。

職場での準備

防災計画をたてて訓練を行なう

火災を出さない事を中心として職場の防災計画をたて、特に次の事をふだんから心がける。

①建物の点検、火を使う器具の点検を定期的に行なう

②地震時の分担をきめる
(例) 消火班・誘導班・非常持出し班等

【大地震がおきたら！】

家庭では

あわてて飛び出さない

まず、火の始末、初期消火、鉄骨鉄筋コンクリートの建物であればまず倒れる心配はありません。柱などのそばに身を寄せ、地震のおさまるのを待ちましょう。

また、木造建物のばあいは、倒壊することもあります。一瞬に倒れることはほとんどありません。倒れるなど思ってから外に飛び出しても十分間にあいます。

職場では

まず、情勢判断

初期消火につとめる

避難誘導を機敏に

あわてず状況を判断し、計画に従い行動しましょう。特に、人の出入りの多い職場では、リーダーの的確な判断が必要です。

職場では、家庭に残した家族の事が心配になりますが、大地震のときはいたずらに帰ろうとすると危険です。電話や交通機関は使えないと考えられますが、災害が落ちついてから連絡がとれるよう、ふだんから家族と連絡場所や方法を打合せておきましょう。

〔広域避難場所〕

この場所は地震等による大火災のときに、ここへ避難すれば命だけは助かるという場所です。この避難地へは、文京区、新宿区、港区、中央区、墨田区、台東区の区民も避難してきます。

避難地	収容人口 (千代田区割当人口)	地域
北の丸公園	122,300人 (7,100人)	北の丸公園、一番町、三番町、四番町、九段南1～4丁目、富士見1～2丁目、飯田橋1～4丁目
永田町 議事堂周辺	424,700人 (31,100人)	二番町、五番町、六番町、麴町1～6丁目、紀尾井町、平河町1～2丁目、隼町、永田町1～2丁目、霞が関2～3丁目
皇居前広場	261,500人 (100人)	皇居外苑、丸の内1～3丁目
日比谷公園	123,700人 (800人)	霞が関1丁目、日比谷公園、内幸町1～2丁目、有楽町1～2丁目
皇居東御苑	210,400人 (63,700人)	神田地区全域 大手町1～2丁目

いままでより規制が強まります

工場・ビル暖房の燃料規制など

昨年四月一日に制定された東京都公害防止条例は、十一月に改正され、本年二月一日から実施されました。このことについて、そのあらましを、一月二十日号の「区のおしらせ」でお知らせしました。そこで、今号では、区が直接指導・監督する工場と指定作業場（主としてビル暖房設備）について、具体的に説明してみよう。

▽工場に関するもの
1 使用する燃料の規制
（実施は八月一日から）
規則で定められた地域ごとに一定量以上の燃料を使用する場合、つぎの表のとおり、低イオウ重油の使用が義務づけられました

地域	使用量	いおうの重油中の含有率（重量比パーセント）
特別区 の存する地域	千トン以上 四万トン未満	一、三以下
	四万トン以上 一十萬トン未満	一、〇以下
	一十萬トン以上	〇、五以下

○新設の場合

規則で定められた地域ごとに一定量以上の燃料を使用する場合、つぎの表のとおり、低イオウ重油の使用が義務づけられました

○既設（四十五年二月一日現在）の場合

地域	使用量	いおうの重油中の含有率（重量比パーセント）
特別区 の存する地域	千トン以上 四万トン未満	一、五以下
	四万トン以上	一、三以下

2 集じん装置の設置義務

（実施は八月一日から）
取付けねばならない主なものはつぎの施設です。

○ボイラー・木屑、微粉炭を燃料とし伝熱面積が五平方メートル以上のもの・石炭を燃料とし、一日の使用量が一トン半以上のもの・重油を燃料とし自家用電気の発電を行なうもの

○汚物焼却炉・汚物の焼却能力が一日あたり一トン以上のもの・火格子面積が二平方メートル以上のもの

3 産業廃棄物の報告

つぎの産業廃棄物を出す工場では、その種類、発生量、無害化安全化の方法、廃棄の方法などを報告することになりました。

〔合成樹脂くず類・廃油類・タールピッチ類・金属・紙・木・繊維・れんが・コンクリート・ガラスなどのくず、その他のがれき・灰・石炭がらなど〕

4 水量測定器の設置と報告

揚水機の吐出口の断面積が二十

一平方センチメートル以上の揚水施設を持つている工場では、つぎのような測定器の備えつけと揚水量の報告が義務づけられました。

〔水道メーターで実測型のもの・副管付のもの・軸流羽根車式のもの・ベンチュリー管分流式のもの・接線流羽根車式のもの〕

▽指定作業場に関するもの 1 使用する燃料の規制

（実施は八月一日から）

○新設の場合

地域	使用量	いおうの重油中の含有率（重量比パーセント）
千代田区 中央区・港区 その他の特別区	三百トン以上 一萬トン未満	〇、五以下
その他の特別区	三百トン以上 一萬トン未満	一、〇以下
特別区	一萬トン以上	〇、五以下

○既設（四十五年二月一日現在）の場合

地域	使用量	いおうの重油中の含有率（重量比パーセント）
千代田区 中央区・港区 その他の特別区	三百トン以上 一萬トン未満	一、〇以下
その他の特別区	三百トン以上 一萬トン未満	一、三以下
特別区	一萬トン以上	一、〇以下

2 集じん装置の設置義務

（実施は八月一日から）

○ボイラー・木屑を燃料として

使用するもの

○汚物焼却炉・火格子面積が二平方メートル以上のもの

▽問合せ、建設部公害課（内線37）
なお建設騒音については、次号でお知らせします。

ふだんから防火に心がけましょう

▽春の火災予防運動△

2月28日～3月13日

春は火災の多い時期です。ふだんから防火に心がけ、火災をおこさないようにし、また火災から尊い人命を失なうことのないようにしなければなりません。

春の火災予防運動は、二月二十八日から三月十三日まで行なわれます。

なおことは、車両、船舶火災予防運動（2月28日～3月6日）もあわせて行ないます。

〔家庭〕家族防火訓練をしよう。

- ・たばこの投げすてと寝たばこをやめる。
- ・ストーブ・コンロなどの安全点検をする。
- ・出るとき寝るとき火の始末を確認する。
- ・こどもの火遊びをさせない。
- ・消火器・消火用水など消火の準備をする。

- ・火災を早く発見する感知器をそなえる。
- ・二つの避難方法をきめ、避難器具はいつも使えるようにしておく。

〔職場〕安全避難訓練の徹底をはかる。

- ・火災使用設備を総点検して安全を確認する。
- ・消防設備の機能を点検して、使用方法を周知する。
- ・たばこの投げすて防止を中心に喫煙管理の徹底をはかる。
- ・カーテン、幕類などの防災処理をすすめる。
- ・消防計画による任務分担の徹底をはかり、自衛消防訓練をする。

〔町〕地域ぐるみの防火対話をすすめる。

- ・町会、自治会の組織を通じて小グループの形で消防機関との対話をすすめる。
- ・火災や地震にそなえて、連絡方法、消火、救助避難など、地域ぐるみの協力体制づくりをすすめる。
- ・町会、自治会などの実情にあわせて、消火器の取扱訓練、避難訓練をはじめ地域的な消防訓練を実施する。

棄権をしないように

四月に 東京都知事選挙 千代田区議会議員選挙

ことしは選挙の年といわれています。私たちのくらしに直接関係の深い「東京都知事」「千代田区議会議員」の選挙が四月に行なわれます。そして六月には「参議院議員」選挙も行なわれることになっています。

私たちはこの大切な選挙に投票することにより、豊かな国づくり住みよい町づくりに参加することになります。

みんな棄権しないために、ぜひ次のことを知っておきましょう。

○投票日は投票時間を間違えないように。

四月十一日(日)午前七時から午後六時までです。桜の季節ですが行楽などの予定は投票を済ませてから出かけるように計画しましょう。

○投票できるひとはつぎのとおりです。みんな投票しましょう。

千代田区の住民基本台帳に登録されていて、つぎの要件をそなえているひと

年令 昭和二十六年四月十二日

以前に生れたひと

住所 昭和四十五年十二月十五日以前からひきつづき千代田区に住んでいるひと

なお、千代田区内に昭和四十五年十二月十六日以後転入してきたひとで、前住地が東京都内であり前住地の選挙人名簿に登録されているひとは、千代田区の出張所で無料発行する居住証明書(選挙用)を持参して前住地の投票所で、東京都知事選挙の投票だけできます(区議会議員の選挙はできません)

○不在者投票の方法

つぎのような理由で投票当日投票所に行つて投票できないひとは、棄権しないでこの制度を活用しましょう。

①投票当日やむをえない仕事や用務で投票区外へ出張または旅行中の見込みであるひと

②身体の不自由なひと、妊娠または、産褥にあるため歩行がいちじるしく困難なひと

③入院中のひと(指定病院)

不在者投票は

(4)期間 告示の日から(東京都

知事三月十七日、千代田区議会議員 四月一日)投票日の前日(四月十日)まで

(2)方法 ①に該当するひとは選挙人名簿に登録されている地の選挙管理委員会へ行つて宣誓書(用紙は選管で用意)を提出し投票用紙の交付を受けその場で投票ができます。

(3)当区の場合は、区役所三階選管事務局です。

③については、選管が指定した病院に入院中である選挙人が、不在者投票管理者である病院長に選挙投票の申出をして(手続などは病院で行なう)病院で投票ができます。

そのほか、不審なことなど問合せは、選挙管理委員会事務局(内線444)へ。

議室

説明内容

・立候補の要件、届出の書式について

・選挙運動について

・選挙の収支報告について

・その他

また、一年分前納のひとと、納め忘れのひとは、今までどおり、区役所の職員が直接お宅にうかがいます。

領収書は、国民年金手帳の該当年度の左ページに必ずはって保管してください。

なお、金融機関は都内のどこでもよいので、いっそう便利になります。

問合せは、厚生部国民年金課(内線328323)

千鳥ヶ淵ボート場

補修のため三月中休場

毎年千鳥ヶ淵ボート場は、区民のみなさんのいこいの場として、多くのひと達から利用されています。

ボート場は、昨年十二月から休場して、整備をしています。ボートハウス階段、棧橋などのいたみが相当ひどくなっており、利用するみなさんが、これを安全に使用することができるよう、大幅の補修整備を行なうことになりました。

このため、三月一日から三十一日まで、臨時休場させていただきますので、しばらくの間、ごしんぼう願います。

場所 千代田区役所六階六〇三会

議室

説明内容

・立候補の要件、届出の書式について

・選挙運動について

・選挙の収支報告について

・その他

また、一年分前納のひとと、納め忘れのひとは、今までどおり、区役所の職員が直接お宅にうかがいます。

領収書は、国民年金手帳の該当年度の左ページに必ずはって保管してください。

なお、金融機関は都内のどこでもよいので、いっそう便利になります。

問合せは、厚生部国民年金課(内線328323)

千鳥ヶ淵ボート場

補修のため三月中休場

毎年千鳥ヶ淵ボート場は、区民のみなさんのいこいの場として、多くのひと達から利用されています。

ボート場は、昨年十二月から休場して、整備をしています。ボートハウス階段、棧橋などのいたみが相当ひどくなっており、利用するみなさんが、これを安全に使用することができるよう、大幅の補修整備を行なうことになりました。

このため、三月一日から三十一日まで、臨時休場させていただきますので、しばらくの間、ごしんぼう願います。

場所 千代田区役所六階六〇三会

国民年金保険料は納付書で 4月から納め方がわかります

いままで、保険料は、三か月ごとに区役所職員がみなさんのお宅に、集金にうかがいましたが、みなさんのお忙しいとき、都合のわるいとき、不意におうかがいしたり、また留守だったため次回に二期分をまとめて、収めていただいたことが数多くありました。

そこで本年の四月から保険料は納付書で納めていただく方法に、変わりました。

納付書は、一年分の保険料を四期にわけて、お手もとにお送りいたします。

みなさんは、一期毎に納付書に書かれた納付期限内に都合のよいとき、お近くの銀行、信用金庫、信用組合などの金融機関、郵便局または、区役所、出張所の窓口

に納めてください。

特別区民税・都民税の申告は 個人事業税、所得税 お早めにお願ひします

税金の申告と納税については、常々協力をお願いいたします。

本年も特別区民税・都民税(個人)、個人事業税および所得税の申告時期がまいりました。

申告は三月十五日までに

・特別区民税・都民税(個人)、個人事業税および所得税の申告は、二月十六日から三月十五日までとなっております。

・特別区民税・都民税(個人)の申告は、総務部税務課で受付けています。個人事業税は税務事務所、所得税は税務署で受付けています。

・所得税の確定申告書を提出するひとで申告書の一面にある住民税・事業税に関する事項欄に記入したひととは、特別区民税・都民税(個人)と個人事業税の申告をする必要はありません。

申告はすいているうちに
期限間近になりますと窓口が大変こみあいますから、申告するひととは早めにすませてくだ

さい。とくに所得税の還付をうけるための申告をするひととは、早めに提出してください。

おねがい
・申告書用紙を送られたひととは必ずその申告書によって申告してください。

・所得税の確定申告書は特殊なひとをのぞき、複写式の申告書を使用してください。

複写式の申告書を提出するひととは、同封の「書き方について」のお願いをよくよんだうえご記入ください。

・氏名には、必ずフリガナをつけてください。
四十六年一月一日の住所欄も忘れずに記入してください。

16ミリ発声映写機の 登録と検査

登録と検査

教育委員会では、十六ミリ発声映写機の登録と検査をいたします

区の社会教育用フィルムライブラリーや、都立日比谷図書館フィルムライブラリーの十六ミリ映画フィルムを借りるためには、十六ミリ発声映写機の登録と検査が、すんでいなければなりません。

十六ミリ映写機をお持ちの団体は、この機会にぜひ、登録と検査をうけてください。登録と検査は

つぎのとおりおこなわれます。

▽とき 三月十二日(金)午前十時から午後五時まで

▽ところ 区役所四階四〇一室

▽もってくるもの 十六ミリ発声映写機一式(本体、スピーカー、コードなど)・前年度登録証または、検査書(継続登録者のみ)

・映写機を持ってきたひとまたは、登録するひとのハンコ

▽費用 無料

▽問合せ 千代田図書館視聴覚係(内線41)

なお、映写機は手入れをしてからもってきてください。

ねたきり老人等の 所得税法上の恩典

所得税法が改正になり、扶養控除と、障害者控除の対象者に、つぎのひとが加えられました。

対象となるひと 精神または、身体障害のある六十五才以上のひとと、ねたきりのおとしより。

手続き 申し出により福祉事務所で認定書を交付しますからこれを税務署へ提出してください。

受付、問合せ 区役所二階福祉事務所(内線35)へ。手続きはハンコが必要です。

三月の老人のつどい日程

▽富士見出張所地区 四日 富士

見いこいの家、富士見区民会館 区民集會室

▽神保町出張所地区 九日 神保町区民会館老人娛樂室

▽番町出張所地区 十二日、番町区民會館老人娛樂室

▽神田公園出張所地区 二十日 神田公園区民會館区民集會室

▽和泉橋出張所地区 二十二日 和泉橋区民會館区民集會室

▽万世橋出張所地区 二十六日 芳林小学校内芳林堂

時間はいずれの会場も午後一時半から楽しい演芸があります。

なお、今回は東京都神田保健所長の医学博士井之川孝雄先生の「冬から春へのおとしよりの健康について」の話がありますので、おさそい合せておいでください。

三月の千代田荘申込状況(二月十七日現在)

月日	曜日	申込人数	月日	曜日	申込人数
3/1	月	34	3/17	水	20
2	火	50	18	木	55
3	水	満員	19	金	55
4	木	50	20	土	満員
5	金	50	21	日	〃
6	土	満員	22	月	〃
7	日	〃	23	火	40
8	月	43	24	水	〃
9	火	55	25	木	〃
10	水	休館	26	金	満員
11	木	45	27	土	〃
12	金	45	28	日	〃
13	土	満員	29	月	〃
14	日	〃	30	火	〃
15	月	〃	31	水	〃
16	火	〃	一	木	〃

※四月分の抽せん日は三月一日(月) 区役所内で行ないます。
受付時間は午前九時から十時まで

電報配達局がかりました

二月十五日から千代田区内あての電報を配達する局が東京中央電報局に変わりました。(一部の地域は夜間のみ、また現在中央電報局から配達している地域は従来どおりです)

これにともない、現在千代田区内で他の局の扱いとなっている赤電話からの電報発信および電報あて名略号などの取扱も、すべて東京中央電報局が行なうことになりました。また、一部の地域には現在使用している用紙のほか、模写受信紙(ブルー)という用紙で配達される場合もあります。

―電々公社―